

茨城県薬物の濫用の防止に関する条例の概要

目的

いわゆる危険ドラッグなどの薬物の濫用防止について、県及び県民の責務を明らかにするとともに、県の施策の基本となる事項及び必要な規制を定めることにより、薬物の濫用から県民の命と暮らしを守り、県民が平穏にかつ安心して暮らすことができる社会の実現に寄与する。

責務

【県の責務】

薬物の濫用防止に関する施策の策定及び実施、国、他の都道府県、県内市町村、民間団体、事業者、教育関係者等との連携・協力

【県民の責務】

薬物の濫用の危険性に関する知識・理解を深め、その防止に努めるとともに、県の施策に協力

基本的な施策

- 薬物の濫用防止に関する施策を推進するための体制整備
- 薬物の危険性等に関する調査研究、研究開発の推進
- 薬物に関する情報の収集、県民への情報提供
- 薬物の危険性及び違法性に関する正しい知識に基づき行動するための教育及び啓発
- 薬物の依存症患者の回復支援のための相談体制及び治療体制の整備

規制の仕組み

【知事指定薬物の指定】

知事は、中枢神経系の興奮等の作用を有し、人の健康に被害が生ずると認められる薬物のうち、県の区域内において現に濫用され、又は濫用されるおそれがあると認める薬物を知事指定薬物として指定

【禁止行為】

- ① 知事指定薬物の製造・栽培・販売・授与・所持・購入・譲受け・使用
- ② 知事指定薬物を販売又は授与目的で広告
- ③ 知事指定薬物をみだりに使用する場所の提供・あっせん

【警告】

禁止行為(①, ②, ③)を行った者に対する警告

【製造中止等の命令】

禁止行為(①, ②)に係る警告に従わない者に対する製造等の中止又は回収若しくは廃棄等の命令

【緊急時の勧告】

薬物の濫用により重大な健康被害が生じるおそれのある場合等は、指定前に当該薬物の製造等の中止、回収、廃棄等を勧告

【プロバイダへの削除要請】

プロバイダに対し、知事指定薬物の広告について削除を要請

【立入調査等】

知事指定薬物等を業務上取り扱う場所等への立入調査、関係者への質問、薬物の収去
* 警察職員への立入権限の付与

緊急を要する場合等
(①, ②)

(①, ②)

違反した者

立入調査等の拒否

罰則の適用